

No.	契約の名称	契約日	契約金額	予定価格	契約の相手方の名称	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
1	(仮称) 普天間交流拠点施設新築工事・平和祈念像曳家工事 (第2期) 監理業務委託	令和8年3月23日	70,400,000	70,823,500	(有)Casa plus (株)波慶次建築設計事務所 (株)設備研究所共同企業体	第167条の2 第1項第6号	<p>本業務は、(仮称) 普天間交流拠点施設新築工事・平和祈念像曳家工事（第2期）監理業務委託における監理業務であり、設計内容等を細部まで熟知した上で、工事請負者への指導や設計意図の伝達、工事工程や施工上の調整及び設計内容等の変更に伴う協議・調整など、円滑かつ迅速な対応が要求される業務である。本業務を行うにあたり、実施設計受託者であれば、設計内容や補助対象範囲等を細部まで熟知しており、現場施工に伴う設計変更等への対応に係る期間の短縮、経費の節減、さらに、不測の事態が生じた場合の対応も含め、円滑かつ迅速な業務の遂行が見込まれる。</p> <p>しかし、実施設計受託者以外の者が本業務を受託した場合、設計内容や補助対象範囲の把握、工事請負業者との調整・指導及び現場実施に伴って発生する様々な変更に対し、設計者の承諾を得る為に時間を要する事などから、工事を円滑に進める上では、極めて不利である。</p> <p>よって、本業務を円滑かつ迅速に進めるために左記業者より見積を徴し、随意契約を締結した。</p>	
2	(仮称) 普天間交流拠点施設新築工事・平和祈念像曳家工事 (第2期) 設計意図伝達業務委託	令8年3月23日	35,200,000	35,696,100	(有)Casa plus (株)波慶次建築設計事務所 (株)設備研究所共同企業体	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、(仮称) 普天間交流拠点施設新築工事・平和祈念像曳家工事（第2期）に係る建築・電気設備・機械設備の各工事において、設計意図を工事請負者等に正確に伝えるための業務である。意図伝達業務は、令和6年国土交通省告示第8号の標準業務とされており、工事施工段階で設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明、設計意図に係る施工図等の確認、及び材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行うもので、工事施工段階で行う実施設計に関する業務である。以上の理由から、本業務は設計者が行う必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、契約方法を随意契約とした。</p>	

3	西普天間住宅地区公営墓地外構整備工事監理業務委託	令8年3月31日	7,007,000	7,038,900	(有)大和エンジニア	第167条の2 第1項第6号	<p>本業務は、西普天間住宅地区公営墓地外構整備工事に係る工事監理を行う内容であり、設計内容等について熟知した上で、工事請負業者への指導や工程管理、施工上の変更等に伴う協議及び調整など、補助事業上の限られた工期内での竣工の為、円滑かつ迅速な対応が要求される業務である。本業務を行うにあたり、実施設計受託者であれば、設計内容や補助対象範囲等を細部まで熟知しており、現場施工に伴う設計変更等への対応に係る期間の短縮、経費の節減、さらに、不測の事態が生じた場合の対応も含め、円滑かつ迅速な業務の遂行が見込まれる。しかし、実施設計受託者以外の者が本業務を受託した場合、設計内容や補助対象範囲の把握、工事請負業者との調整・指導及び現場実施に伴って発生する様々な変更に対し、設計者の承諾を得る為に時間を要する事などから、工事を円滑に進める上では、極めて不利である。</p> <p>よって、本業務を円滑かつ迅速に進めるために左記業者より見積を徴し、随意契約を締結した。</p>	
4	愛知・伊利原市営住宅昇降機保守点検業務委託	令8年3月19日	2,085,600	2,085,600	沖縄菱電ビルシステム株式会社	第167条の2 第1項第2号	<p>本件は、愛知・伊利原市営住宅内にある4基（愛知1，伊利原3）の昇降機の保守点検業務と日々の維持管理業務委託である。昇降機4基はいずれも三菱電機製の昇降機で三菱電機による独自の遠隔操作システムにより、保守点検業務と日常の維持管理や入居者の昇降機内の閉じ込め救出システム及び地震時の対応等で早期の復旧対応が可能であり、本エレベーターの保守点検及び維持管理について、入居者の安全・安心を考えた場合に左記の業者にて業務を行うことが望ましいと考える。そのため、本業務はその性質又は目的が競争入札に適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。</p>	

5	消防本部庁舎改修工事監理業務委託	令8年3月10日	10,571,000	11,399,300	アラク設計工房合同会社 (株)渡慶次建築設計事務所 アスタ設計共同企業体	第167条の2 第1項第6号	<p>本業務は、消防本部庁舎改修工事監理業務委託における監理業務であり、設計内容等を細部まで熟知した上で、工事請負者への指導、工事工程や施工上の調整及び設計内容等の変更に伴う協議・調整など、円滑かつ迅速な対応が要求される業務である。本業務を行うにあたり、実施設計受託者であれば、設計内容や補助対象範囲等を細部まで熟知しており、現場施工に伴う設計変更等への対応に係る期間の短縮、経費の節減、さらに、不測の事態が生じた場合の対応も含め、円滑かつ迅速な業務の遂行が見込まれる。しかし、実施設計受託者以外の者が本業務を受託した場合、設計内容や補助対象範囲の把握、工事請負業者との調整・指導及び現場実施に伴って発生する様々な変更に対し、設計者の承諾を得る為に時間を要する事などから、工事を円滑に進める上では、極めて不利である。</p> <p>よって、本業務を円滑かつ迅速に進めるために左記業者より見積を徴し、随意契約を締結した。</p>
6							
7							
8							